

河川堤防の除草及び補修について

河川堤防の点検は、堤防の安全確保(法面の亀裂、法崩れ等)のため、定期的を実施しています。その為、洪水期までに除草(年1回)を行い堤防の状態を確認し、補修する必要があります。

今回除草後に下の写真の様な陥没箇所を発見しました。

堤防等に陥没箇所があると洪水がおきた時に弱点部となり、堤防が崩れ決壊するおそれがあるため、早急に補修する予定です。

日常、河川巡視を行っておりますが、万が一損傷を発見した際にはご連絡下さい。



バスケットボールぐらいの穴が空いてました。

～担当者からのひとこと～

日頃、河川利用されておられる方の意見等は大変貴重な情報源ですので、現地での問題・疑問等がありましたらお気軽に中海出張所までご連絡いただければと思います。